

平成23年 No.22

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する

取決めを改正する取決め

制定理由

環境教育研究センターへの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

組織名の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

平成23年規程第14号

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (3) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (5) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (6) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学寄附講座受入規程（平成20年規程第38号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (9) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (12) 東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）
- (14) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (15) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (16) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (17) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (18) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (19) 東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号）
- (20) 東京学芸大学免許状更新講習委員会規程（平成20年規程第30号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第8号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (4) 東京学芸大学リポジトリ管理運営要項（平成20年4月24日制定）

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めを次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

平成23年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(選考)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，<u>環境教育研究センター長</u>，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は，学系（<u>センター</u>は，総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(<u>センター長</u>候補者の選出)</p> <p>第6条 <u>環境教育研究センター長</u>候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は，平成23年4月25日から施行し，平成23年4月1日から適用する。</p> <p>2 この規程施行の際，現に<u>環境教育研究センター長</u>となっている者は，この規程により選考されたものとみなす。</p>	<p>(選考)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，<u>環境教育実践施設長</u>，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は，学系（<u>施設・センター</u>は，総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(<u>施設・センター長</u>候補者の選出)</p> <p>第6条 <u>環境教育実践施設長</u>候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>2 この規程において「<u>移籍</u>」とは、現職名を変更することなく、学系、講座、分野又は<u>センター</u>を異にして異動することをいう。</p> <p>[省略]</p> <p>6 この規程において「<u>センター</u>」とは、<u>環境教育研究センター</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>学生相談センター</u>及び<u>学生キャリア支援センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>2 <u>センター</u>の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長</p> <p>(2) 当該<u>センター</u>の長</p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>2 この規程において「<u>移籍</u>」とは、現職名を変更することなく、学系、講座、分野又は<u>施設・センター</u>を異にして異動することをいう。</p> <p>[省略]</p> <p>6 この規程において「<u>施設・センター</u>」とは、<u>環境教育実践施設</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>学生相談センター</u>及び<u>学生キャリア支援センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>2 <u>施設・センター</u>の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長</p> <p>(2) 当該<u>施設・センター</u>の長</p>

(3) 当該センターに所属する教授 2名

(4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。

5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。

6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、センターにあっては、当該センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

(委員長)

第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第15条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあっては、総合教育科学系長）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあっては、総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる

(3) 当該施設・センターに所属する教授 2名

(4) 当該施設・センターの運営委員会委員（当該施設・センターに所属する者を除く。）である教授 4名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又は施設・センターに所属する教授をもって委員とすることができる。

5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該施設・センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。

6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、施設・センターにあっては、当該施設・センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

(委員長)

第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、施設・センターにあっては総合教育科学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第15条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（施設・センターにあっては、総合教育科学系長）は、日時、場所及び委員名を教授会（施設・センターにあっては、総合教育科学系の教授会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる

[省略]

第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名

2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターの運営委員会委員 6名

[省略]

第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該専攻の代表
- (3) 当該コースに所属する教授 2名
- (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合には、当該センター）に所属する教授 2名

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの准教授又は当該専攻内の他コースの教授（養護教育コースの場合にあつては、保健体育専攻に所属する教授）をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合には、当該センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあつては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあつては、当該センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

[省略]

第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名

2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該施設・センターの長
- (3) 当該施設・センターの運営委員会委員 6名

[省略]

第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該専攻の代表
- (3) 当該コースに所属する教授 2名
- (4) 被選考者が所属する講座（被選考者が施設・センターに所属する場合には、当該施設・センター）に所属する教授 2名

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの准教授又は当該専攻内の他コースの教授（養護教育コースの場合にあつては、保健体育専攻に所属する教授）をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者が施設・センターに所属する場合には、当該施設・センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあつては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、施設・センターの場合にあつては、当該施設・センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式1から様式8までの中の 「 センター 」

様式1から様式8までの中の 「 施設・センター 」

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。</p> <p>2 この規程において「<u>センター</u>」とは、<u>環境教育研究センター</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>及び<u>情報処理センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の構成)</p> <p>第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 当該学系長</p> <p>(2) 当該分野の教授 1名</p> <p>(3) 当該学系に所属する教授 6名</p> <p>2 <u>センター</u>の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長</p> <p>(2) 当該<u>センター</u>の長</p> <p>(3) 当該<u>センター</u>の運営委員会委員である教授 6名</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、<u>センター</u>にあつては総合教育科学系長を、前条第3項に定めるものにあつては、副学長</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。</p> <p>2 この規程において「<u>施設・センター</u>」とは、<u>環境教育実践施設</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>及び<u>情報処理センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の構成)</p> <p>第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 当該学系長</p> <p>(2) 当該分野の教授 1名</p> <p>(3) 当該学系に所属する教授 6名</p> <p>2 <u>施設・センター</u>の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長</p> <p>(2) 当該<u>施設・センター</u>の長</p> <p>(3) 当該<u>施設・センター</u>の運営委員会委員である教授 6名</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、<u>施設・センター</u>にあつては総合教育科学系長を、前条第3項に定めるものにあつては、</p>

(総務等担当) をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。
(選考委員会の開催)

第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長
(センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。) は、日時、場
所及び委員名を教授会 (センターにあつては、総合教育科学系教授会及び当該
センターの運営委員会) に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日
の1週間前までに公示することにより替えることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式1から様式3までの中の 「 センター 」

副学長 (総務等担当) をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。
(選考委員会の開催)

第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長
(施設・センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。) は、日
時、場所及び委員名を教授会 (施設・センターにあつては、総合教育科学系教
授会及び当該施設・センターの運営委員会) に報告するものとし、これにより
難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができ
る。

様式1から様式3までの中の 「 施設・センター 」

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																
[省略]	[省略]																
<p><u>附 則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局の長</th> <th style="text-align: center;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省 略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境教育研究センター長</td> <td style="text-align: center;">センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省 略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任者	[省 略]		環境教育研究センター長	センター長が指名する者	[省 略]		<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局の長</th> <th style="text-align: center;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省 略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境教育実践施設長</td> <td style="text-align: center;">施設長が指名する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省 略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任者	[省 略]		環境教育実践施設長	施設長が指名する者	[省 略]	
部局の長	毒物等管理責任者																
[省 略]																	
環境教育研究センター長	センター長が指名する者																
[省 略]																	
部局の長	毒物等管理責任者																
[省 略]																	
環境教育実践施設長	施設長が指名する者																
[省 略]																	

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費（第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。）を賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費（第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。）を賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																												
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">学系</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">講座</th> <th style="width: 50%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>環境教育研究センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省 略〕			<u>環境教育研究センター</u>			〔省 略〕			<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">学系</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">講座</th> <th style="width: 50%;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>環境教育実践施設</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省 略〕			<u>環境教育実践施設</u>			〔省 略〕		
学系		学部・大学院の研究組織																											
	講座	分野																											
〔省 略〕																													
<u>環境教育研究センター</u>																													
〔省 略〕																													
学系	学部・大学院の研究組織																												
	講座	分野																											
〔省 略〕																													
<u>環境教育実践施設</u>																													
〔省 略〕																													

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、<u>大学院連合学校教育学研究科</u>、<u>事務局</u>、<u>附属学校運営部</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>、<u>教育実践研究支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>情報処理センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、<u>大学院連合学校教育学研究科</u>、<u>事務局</u>、<u>附属学校運営部</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 (7) <u>センター長協議会議長</u> (8) 学長補佐・企画調査室長 (9) 学長補佐・点検評価室長 (10) 事務局長 (11) 部長 <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 (7) <u>施設・センター長協議会議長</u> (8) 学長補佐・企画調査室長 (9) 学長補佐・点検評価室長 (10) 事務局長 (11) 部長 <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及びセンターについては、総合教育科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及び<u>施設・センター</u>については、総合教育科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>(7) <u>センター長協議会議長</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p>(7) <u>施設・センター長協議会議長</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>					
別 表（第7条第1項関係）			別 表（第7条第1項関係）		
部 局	推 進 員	備 考	部 局	推 進 員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設課長 学術情報課長	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。	事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設課長 学術情報課長	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	<u>環境教育研究センター</u> ，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び学生キャリア支援センターを含む。	総合教育科学系	学系長代行	<u>環境教育実践施設</u> ，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び学生キャリア支援センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行		人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。	自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行		芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長，副園長 (附属幼稚園竹早園舎にあっては，教務主任)		附属学校	各副校長，副園長 (附属幼稚園竹早園舎にあっては，教務主任)	

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td>学術情報課長</td> </tr> <tr> <td><u>環境教育研究センター</u></td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td>教育実践研究支援センター</td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		附属図書館	学術情報課長	<u>環境教育研究センター</u>	教育研究支援課長	教育実践研究支援センター	教育研究支援課長	〔省略〕		<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、<u>現職教員研修支援センター</u>、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td>学術情報課長</td> </tr> <tr> <td><u>環境教育実践施設</u></td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td>教育実践研究支援センター</td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		附属図書館	学術情報課長	<u>環境教育実践施設</u>	教育研究支援課長	教育実践研究支援センター	教育研究支援課長	〔省略〕	
部 局 等	保 護 担 当 者																								
〔省略〕																									
附属図書館	学術情報課長																								
<u>環境教育研究センター</u>	教育研究支援課長																								
教育実践研究支援センター	教育研究支援課長																								
〔省略〕																									
部 局 等	保 護 担 当 者																								
〔省略〕																									
附属図書館	学術情報課長																								
<u>環境教育実践施設</u>	教育研究支援課長																								
教育実践研究支援センター	教育研究支援課長																								
〔省略〕																									

東京学芸大学リポジトリ規程の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="340 347 412 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="219 421 336 453">(管理運営)</p> <p data-bbox="174 459 1137 523">第4条 リポジトリに関する管理運営は、教育研究支援部<u>学術情報課</u>において行うものとする。</p> <p data-bbox="340 564 412 596">〔省略〕</p> <p data-bbox="250 638 331 670"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="201 676 1066 708"><u>この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1330 347 1402 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="1209 421 1326 453">(管理運営)</p> <p data-bbox="1164 459 2128 523">第4条 リポジトリに関する管理運営は、教育研究支援部<u>情報基盤課</u>において行うものとする。</p> <p data-bbox="1330 564 1402 596">〔省略〕</p>

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名</p> <p>(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名</p> <p>(6) <u>事務局参事役</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名</p> <p>(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名</p> <p>(6) <u>学務部参事役</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第4節 教育研究支援部</p> <p>第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p> <p>(13) <u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター及び教員養成カリキュラム開発研究センター（以下「<u>センター</u>」という。）の事業に関すること。</p> <p>(14) <u>センター</u>の利用に関すること。</p> <p>(15) その他<u>センター</u>の管理・運営に関し必要なこと。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第4節 教育研究支援部</p> <p>第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p> <p>(13) <u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター及び教員養成カリキュラム開発研究センター（以下「<u>施設・センター</u>」という。）の事業に関すること。</p> <p>(14) <u>施設・センター</u>の利用に関すること。</p> <p>(15) その他<u>施設・センター</u>の管理・運営に関し必要なこと。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。</p> <p>(2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>(3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。</p> <p>(2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>(3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2				別表第2			
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕				〔省略〕			
環境教育研究センター	<u>センター長</u>	<u>センター長</u> が指名する者	担当係長	環境教育実践施設	<u>施設長</u>	<u>施設長</u> が指名する者	担当係長
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第3				別表第3			
部 局		管理の対象となる資産の範囲		部 局		管理の対象となる資産の範囲	
〔省略〕				〔省略〕			
<u>環境教育研究センター</u>		小金井校口座のうち、現に <u>環境教育研究センター</u> で使用している不動産		<u>環境教育実践施設</u>		小金井校口座のうち、現に <u>環境教育実践施設</u> で使用している不動産	
〔省略〕				〔省略〕			
<p><u>附 則</u> この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>							

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育研究センター</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、<u>環境教育実践施設</u>、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，<u>環境教育研究センター長</u>，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，学生相談センター長，学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，<u>環境教育実践施設長</u>，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，学生相談センター長，学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は，平成23年4月25日から施行し，平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成23年4月25日から施行し，平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成23年4月25日から施行し，平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学リポジトリ管理運営要項の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。</p> <p>2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行を教育研究支援部<u>学術情報課</u>に依頼することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 登録資格者は、リポジトリの登録システムを利用して、成果等を直接登録することができる。</p> <p>2 登録資格者は、所定の手続きにより、成果等の登録代行を教育研究支援部<u>情報基盤課</u>に依頼することができる。</p> <p>〔省略〕</p>

理事及び副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>教務，入試，資格認定試験，免許状更新講習，FD，国際戦略，学務関係渉外，<u>センター</u>（現職教員研修支援センター）等に関すること。</p> <p>(2) 副学長（研究・附属学校等担当）</p> <p>研究推進，附属学校，競争的資金戦略会議，教育実践研究推進機構，図書館，情報基盤整備，<u>センター</u>（<u>環境教育研究センター</u>，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，情報処理センター）等に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p>(4) 副学長（学生等担当）</p> <p>学生指導，就職，国際交流・留学生，男女共同参画，<u>施設・センター</u>（留学生センター，保健管理センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター）等に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取決めは，平成23年4月25日から施行し，平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>教務，入試，資格認定試験，免許状更新講習，FD，国際戦略，学務関係渉外，<u>施設・センター</u>（現職教員研修支援センター）等に関すること。</p> <p>(2) 副学長（研究・附属学校等担当）</p> <p>研究推進，附属学校，競争的資金戦略会議，教育実践研究推進機構，図書館，情報基盤整備，<u>施設・センター</u>（<u>環境教育実践施設</u>，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，情報処理センター）等に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p>(4) 副学長（学生等担当）</p> <p>学生指導，就職，国際交流・留学生，男女共同参画，<u>施設・センター</u>（留学生センター，保健管理センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター）等に関すること。</p> <p>[省略]</p>

大学教員の総合的業績評価指針の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(評価実施部局)</p> <p>第4 総合的業績評価を実施する部局は、総合教育科学系（教育実践創成講座、<u>センターを含む。</u>）、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この指針は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(評価実施部局)</p> <p>第4 総合的業績評価を実施する部局は、総合教育科学系（教育実践創成講座、<u>施設・センターを含む。</u>）、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系とする。</p> <p>[省略]</p>